

EUポイズンセンター届出 (PCN) の必須要件

～EU域外の事業者が知っておくべきこと (#2)～

上市済みの工業用途のみの混合物で、2024年の制度適用開始前に各加盟国の届出システムを通じて届出済みの場合、2025年1月1日までの移行期間の恩恵を受けることができます。但し、上記の移行期間期日までに、現行の制度に従って届出を完了することが必須となります。

- 有害な混合物のEU市場への上市を目指す場合、ポイズンセンター届出(PCN)の要件に準拠するために、EU法上および域内の法人が必要になります。提出期限は2025年1月1日と迫っており、コンプライアンスを確保し、EU市場へのアクセスの中断を回避するためには、今すぐ手続きを開始することが重要です。
- Yordas Groupは、EU域外の企業のニーズに即した費用対効果の高い効率的なソリューションを提供します。Yordas Groupは、お客様のEU域内の代理人として、PCN業務を管理し、全ての届出がEU規制に準拠していることを担保します。規制コンプライアンスとPCNサービスにおいて実績のあるYordas Groupが、複雑な業務を管理・処理することで、お客様はコアのビジネスに専念することができます。



費用対効果の高いサービス



満足度の高いEU代理人サービス



高い実績のPCNサービス



How can Yordas help?

EUポイズンセンター届出 (PCN) の必須要件を理解することは、EU市場への参入を希望するEU域外のサプライヤーにとっては必要不可欠な要素になります。EU域内に拠点を置く法人を代理人として任命することで、サプライヤーは規制義務の遵守を確保しつつ、自社製品に関する機密性を担保することができます。EU域外のサプライヤーとEU域内の輸入業者の双方が協力し合って、これらの要件を効果的に運用し、コンプライアンス違反に伴う潜在的なリスクを軽減する必要があります。

✓ フリー・コンサルテーションのお申し込み:

Yordas Groupの専門コンサルタントが、お客様の化学物質管理および製品コンプライアンスの実現をサポートします。

(*期間限定のオファー: 初回30分のコンサルテーションに限定。)



✓ Yordas GroupのPCNサービスの詳細:



(お問い合わせ先)

一般社団法人産業環境管理協会

〒100-0001 東京都千代田区内幸町1-3-1(幸ビルディング3階)

TEL: 03-3528-8150

FAX: 03-3528-8163

E-mail: int-chem(at)jemai.or.jp

